十九の六～十九の八　（略）
二十～六十九　（略）
六十九の二　（略）
六十九の三　トルバプタンリン酸エステル、その塩類及びそれらの製剤
六十九の四　（略）
六十九の五～六十九の十二　（略）
六十九の十三　（略）
六十九の十四　ネモリズマブ及びその製剤
六十九の十五　（略）
六十九の十六～六十九の十八　（略）
七十～七十三の五　（略）
七十四　（略）
七十四の二　バルベナジン、その塩類及びそれらの製剤
七十四の三　（略）

十九の五～十九の七　（略）
二十～六十九　（略）
六十九の二　トリルスルホニルブチルウレア、その誘導体及びそれらの製剤（新設）
六十九の三　（一Ｓ・三Ｓ・五Ｒ）－三－トロポイルオキシ－八－イソプロピルトロパニウムブロミド（別名臭化イプラトロピウム）及びその製剤。ただし、一容器中（一Ｓ・三Ｓ・五Ｒ）－三－トロポイルオキシ－八－イソプロピルトロパニウムブロミド五・二三六㎎以下を含有する吸入剤を除く。
六十九の四～六十九の十一　（略）
六十九の十二　ネシツムマブ及びその製剤（新設）
六十九の十三　バシリキシマブ及びその製剤
六十九の十四～六十九の十六　（略）
七十～七十三の五　（略）
七十四　バルビツール酸の化合物及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1)～(8)　（略）
（新設）
七十四の二　パルミチン酸（九ＲＳ）－三－〔二－〔四－（六－フルオロ－一・二－ベンゾイソキサゾール－三－イル）ピペリジン－一－イル〕エチル〕－二－メチル－四－オキソ－六・七・八・九－テトラヒドロ－四Ｈ－ピリド［一・二－ａ］ピリミジン－九－イル（別名パリペリドンパルミチン酸エステル）及びその製剤

七十四の四　（略）
七十五～八十三の十一　（略）
八十三の十二　（略）
八十三の十三　ファリシマブ及びその製剤
八十三の十四　フイネレノン及びその製剤。ただし、一錠中フイネレノン二〇㎎以下を含有する錠剤を除く。
八十三の十五　（略）
(1)～(4)　（略）
八十四～百十六の二　（略）
百十七　（略）
百十七の二　ホスネツピタント、その塩類及びそれらの製剤
百十七の三　（略）
百十七の四・百十七の五　（略）
百十八～百三十六　（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品
一・二　（略）
三　（略）
四　アシミニブ、その塩類及びそれらの製剤
五　（略）
六～二百十四　（略）

七十四の三　（略）
七十五～八十三の十一　（略）
八十三の十二　二－（二－ピロリジノエチル）－三－アルファ－四・七・七－アルファ－テトラヒドロ－四・七－エタノインドリンジメチルヨージド（別名オクタピロリジウム）及びその製剤（新設）
八十三の十三　フエニルアセチルエチルヒドロキシクマリン、その化合物及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1)～(4)　（略）
八十四～百十六の二　（略）
百十七　抱水クロラール（新設）
百十七の二　ポラツズマブ　ベドチン及びその製剤
百十七の三・百十七の四　（略）
百十八～百三十六　（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品
一・二　（略）
三　アクラルビシン、その塩類及びそれらの製剤（新設）
四　Ｌ－アスパラギンアミドヒドロラーゼ（別名Ｌ－アスパラギナーゼ）及びその製剤
五～二百十三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。